

第53回綾瀬市都市計画審議会議事録

令和6年2月14日

綾瀬市都市部都市計画課

- 1 日 時 令和6年2月14日(水)
午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 窓口棟3階 315会議室
- 3 報 告
第8回線引き見直しについて
- 4 出席委員 11名
副会長 加藤 仁美
委員 古塩 貞夫
委員 加藤 伸一
委員 笠間 功治
委員 黒岩 信
委員 池田 六大(代理:小島課長)
委員 神田 一穂(代理:酒井係長)
委員 井上 義雄
委員 大藏 智恵子
委員 太田 淑夫
委員 山口 明美
- 5 欠席委員 4名
- 6 市出席者 (都市部) 岸部長
- 7 事務局 (都市計画課) 小原課長、田中総括副主幹、矢部技師、山岸技師

【副会長】

それでは、第53回綾瀬市都市計画審議会を開会いたします。

まず、諸事項について報告いたします。本日の案件となります報告につきましては、綾瀬市都市計画審議会会則第3条の規定により、公開となります。傍聴についてでございますが、傍聴人は1名でございます。ただ今から傍聴人を入場させますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

(傍聴人入場)

それではここで、綾瀬市都市計画審議会の公開に関する取扱要領に基づき、傍聴の方へ傍聴いただく上での注意を事務局から申し上げます。

【事務局】

それでは、傍聴される際の注意事項を申し上げます。

配付された傍聴券は、会場を退場するまで所持し、会場を退場する際は担当職員に返却してください。

会場内では、静粛に傍聴してください。

会場内で発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないでください。

張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動はしないでください。

ビデオ等による撮影、録音はしないでください。

携帯電話、スマートフォンの電源は切ってください。

みだりに席を離れないでください。

その他審議会の進行を妨げる行為をしないでください。

なお、正常な審議会の進行を確保するため、これに反する行為があった場合は、副会長より退場を命じることがございますので、御承知おきください。注意事項は以上でございます。

【副会長】

また、今回につきましては、傍聴人の数が上限5名に達しておりませんので、審議

会途中で傍聴希望があった場合には、議事進行を一時中断し、傍聴人を入場させますので、御了承願います。

【副会長】

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、綾瀬市都市計画審議会会則第7条第3項により、「加藤伸一委員及び太田委員」を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第2の「報告」に入らせていただきます。

「報告 第8回線引き見直しについて」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第8回線引き見直しについて報告させていただきます。

本日の審議会での報告内容につきましては、昨年11月14日に開催いたしました第52回綾瀬市都市計画審議会において報告させていただいた内容から、本日までの県との協議によって変更等を行った内容、昨年11月15日から12月25日まで委員の皆様に対して行った意見照会の結果、第8回線引き見直しに伴う市決定の都市計画変更の内容及び今後のスケジュールについて報告させていただきます。

それでは、本題に入る前に線引き見直しについて簡単に概要を説明させていただきます。

線引き見直しとは、おおむね5年ごとに県内一斉に行われる都市計画の見直し手続きのことで、都市計画の区域マスタープランである都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や市街化区域と市街化調整区域の区分である区域区分の見直しを行うものになります。

昭和45年の当初線引き以降でこれまでに7回行われており、今回で8回目の見直しになります。

区域区分のことを市街化区域と市街化調整区域で線を引くことから線引きと呼び、それを見直すことから線引き見直しと呼ばれます。

この線引き見直しで、区域マスタープラン等の都市計画の見直しを行うにあたって、最終的な決定は神奈川県が行うこととなりますが、市町村の都市計画の基本計画である市町村マスタープランとの整合を図る点から、その案については市が作成し、県に

申し出る流れになります。

市で案を作成するにあたっては、県全体の土地利用のあり方に関する意識を共有し、十分な連携・調整を図る必要があるため、県で線引き見直しに関する基本的基準を作成し、これに従って案を作成する必要があります。

次に、県が示す基本的基準の主な内容について御説明いたします。

まず、今回の線引き見直しの目標年次は、令和17年になります。

次に、県全体の都市計画の目標ですが、神奈川県のある将来の県土・都市像である「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ」の実現に向けて、次の5つの目標が、掲げられています。「1. 集約型都市構造の実現に向けた都市づくり」、「2. 災害からいのちと暮らしを守る都市づくり」、「3. 地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり」、「4. 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり」、「5. 広域的な視点を踏まえた都市づくり」、区域マスタープランの案の作成にあたっては、この5つの目標に沿って検討する必要があります。

続きまして、今回の第8回線引き見直しで、変更する都市計画について御説明いたします。

線引き見直しでは、市街化区域と市街化調整区域の区分である区域区分、都市計画区域マスタープランと呼ばれる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針の県決定の都市計画を変更するとともに、区域区分の変更に合わせて見直しが必要になる用途地域及び準防火地域の市決定の都市計画の変更も予定しております。

前回の審議会では県が決定する4つの都市計画の市の素案内容について御説明させていただきましたが、本日は、案の変更内容と市決定の都市計画の内容について報告させていただきます。

続きまして、これまでの経緯について御説明いたします。

第8回線引き見直しについては、令和4年12月に県より基本的基準が示されて以降、手続きを進めており、令和5年3月から10月にかけて県と都市計画の案についての協議を行ってまいりまして、その内容について前回審議会でも報告させていただきました。前回審議会以降は、委員の皆様にご意見を伺ったほか、県が県庁内での意見照会を実施しており、その結果を基に市と協議を行いました。

本日、報告させていただく前回からの変更内容はこの協議の結果により変更するこ

ととなった内容になります。

それでは、ここから本題に入らせていただきます。

まず初めに前回の第52回綾瀬市都市計画審議会からの都市計画案の変更内容について御説明いたします。

前回審議会以降の変更内容としましては、全部で4つございます。

変更内容1から3は綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてで、変更内容4は区域区分の変更についてになります。

まず、変更内容1についてです。スクリーン、タブレット又はお配りしている綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）の新旧対照表7ページを御覧ください。

なお、お配りしている新旧対照表について、前回からの変更箇所は黄色で着色しております。

綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の第1章神奈川県都市計画の方針、1県全域における基本方針、(6)都市計画の目標 ①集約型都市構造の実現に向けた都市づくりの部分について、前回報告時は、「本県では、これまで市街地の無秩序な拡大を防止してきており、市街地の人口密度は比較的高く維持されていることから、直ちに人口減少による都市構造の再編を要する段階にはない。しかしながら、今後本格化する少子高齢化・人口減少社会に備え、長期的な視点に立って、集約すべき拠点の明示や市町による立地適正化計画などにより、引き続き、地域の実情に応じた集約型都市構造化に向けた取組を進める。」としておりましたが、しかしながら以降を「さらに進行する少子高齢化や本格化する人口減少社会に備え」という文言に変更しております。

さらに、その後の「また、県全体の人口減少が見込まれる中であっても、人口や産業の伸びが見込まれる地域等においては、災害ハザードエリアを考慮しながら、集約型都市構造化に寄与する区域に限定して新市街地の創出を図る。」としておりましたが、「また、県全体の人口減少の進行が見込まれる」という文言に変更しております。

これらの内容は県が作成する部分で、県全体での統一の変更になります。

次に変更内容2についてです。新旧対照表は16ページになります。

綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の第2章綾瀬都市計画区域

の都市計画の方針、2区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針について、まず、題目について、前回までは「区域区分の決定の有無及び市街化区域を定める際の方針」としておりましたが、これは「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」の誤りですので修正しています。

次にその後の人口の推計の部分において、推計値の表の下の部分で、「令和17年の都市計画区域内人口については、令和5年8月に示された本県の将来推計人口及び地域政策圏別の将来推計人口や国立社会保障・人口問題研究所の推計人口等を踏まえ、推計した。なお、市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。」としておりましたが、保留された人口とは、目標年次における人口推計から市街化区域に収容すべき人口が多くなる場合にその人口を保留するものであり、綾瀬市は人口減少の推計がされており、保留された人口はないため、このなお書き以降を削除する変更を行いました。

次に、産業の規模について、前回報告時は、「本区域における将来の産業の規模を次のとおり想定する。」としておりましたが、この部分を他の市町村と書きっぷりを合わせる形で「本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。」に変更しました。

次にこの産業の規模について、表の中の工業出荷額及び流通業務用地について、令和2年は実績、令和17年は県が行った推計の値を記載しておりますが、カッコ内の実績及び推計値について、綾瀬市を含む県央都市圏域について、もともと政令指定都市である相模原市を含めておりましたが、政令指定都市は県下一斉の線引き見直しの対象外であることから、推計の際にも外すべきとの県の判断により、県のほうで再推計が行われました。その結果、工業出荷額について、令和2年における実績は、32,420億円から19,910億円に、令和17年の推計値は、おおむね37,200億円からおおむね22,868億円に変更になり、流通業務用地の面積については、令和2年の実績は、約1,004.2ヘクタールから645.0ヘクタールに、令和17年の推計値はおおむね1,320.7ヘクタールからおおむね849.6ヘクタールに変更になりました。また、綾瀬市における令和17年の流通業務用地の推計値については、県の企業誘致施策に基づき、過去の立地動向から将来必要となる研究施設用地が県の推計で約1.9ヘクタールあり、それを流通業務用地に加えることとなり、約70.4ヘクタールから約72.3ヘクタールに変更になりました。

次にこの表の下の部分の補足の部分について、県下統一で書きっぷりを修正しており、補足文書の順番が変わっているほか、相模原市を除くなどの記載が追加されております。

次に変更内容3についてです。新旧対照表は22ページ及び23ページになります。綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の第2章綾瀬都市計画区域の都市計画の方針、3 主要な都市計画の決定の方針、(2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針について、この部分の河川に関する部分で、綾瀬市を通る二級河川である引地川に関する記載が抜けていたため、追加する変更を行いました。これにより、②の主要な施設の配置の方針及び③の主要な施設の整備目標の部分で蓼川のみ記載だった部分が引地川及び蓼川という記載に変更されています。

以上が綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する3つの変更内容になります。

次に変更内容4についてです。変更内容4は区域区分の変更に関する内容になります。区域区分とは市街化区域と市街化調整区域との区分の事になりますが、前回の審議会において、第8回線引き見直しにおいて変更する3箇所の内容について報告させていただきました。このうち、落合南一・二丁目地区について前回報告時からの変更がございますので説明させていただきます。

落合南一・二丁目地区については、藤沢市との市境の部分であり、令和3年に藤沢市との間で行政界が確定したことにより区域区分の界線を是正する必要があるため、変更する箇所であり、界線の位置は道路上であるため、現在の制限内容等に影響のない事務的変更となります。

この部分の報告の中で前回審議会では市街化区域及び市街化調整区域の面積の増減は無いと報告させていただきました。市街化区域の面積については、ヘクタール単位での管理であるため、ヘクタール未満の面積については表記しておりませんでした。県との協議の結果、ヘクタール未満であっても増減面積を表記することとなりましたので、表記を修正しました。修正後の内容としまして、落合南一・二丁目地区については、行政界の確定に伴う界線の是正により市街化区域が約0.02ヘクタール、約200平方メートルの減となります。

なお、綾瀬市全体の市街化区域面積については、あくまでヘクタール単位での管理になりますので、1,034ヘクタールから変わりありません。

以上が前回都市計画審議会からの変更内容になります。

次に前回審議会以降で実施しました委員の皆様への意見照会の結果について報告させていただきます。

意見や質問、感想も含めまして8件の御意見等をいただきました。

まず1つ目の意見ですが、綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の16ページ目に令和17年の人口がおおむね82.5千人との記載があります。これから12年後をそこまで細かく予測することは不可能、非現実的だと思います。

アンノウ・ファクターがありすぎます。「おおむね83千人」にしたらどうかと思料します。という御意見をいただきました。

これは綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の16ページの2区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針における人口の推計の部分の令和17年の推計人口についての御意見になりますが、こちらにつきましては、神奈川県が県の将来推計人口、地域政策圏別の将来推計人口及び国立社会保障・人口問題研究所の推計人口等を踏まえ推計したものになります。御意見のとおり、12年後の推計値でありますので、実態との乖離が発生することもあり得ますが、あくまで推計値として考えていただければと思います。

また、82.5千人という表記につきましては、県全体として、推計人口が10万人以上の場合は千人単位で、10万人未満の場合には5百人単位での表記に統一しているため、綾瀬市は82.5千人という表記になっております。

次に2つ目の意見ですが、同じく綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の内容についてで、「特殊公園（樹林地）の名称が仮称になっていますが、どのように正式な名称が決まっていくのか教えてください。年配の世帯から若い世帯やお子さんまで広く親しめるような公園の名前を市民の皆さんに公募するなど、可能なのでしょうか。」という御意見をいただきました。

こちらにつきましては、所管課であるみどり公園課に確認したところ、市で公園の名称をつける場合には地域の名称に番号をつける形が多くありますが、地元からの要望等によって自治会への公募を行って名称を決定する場合がありますので、御要望があれば公募することも可能であるとのことでした。

次に3つ目の意見ですが、これは綾瀬都市計画住宅市街地の開発整備の方針の3ページ目の良好な居住環境の確保等に係る目標についての御意見で、この部分の旧の記

載で、「一般勤労者が適正な価格で取得できるよう支援措置の拡充を図る」という従来方針から、「空家等対策計画に基づき、協定を締結した専門家団体の協力を得て管理不全な空き家をなくしていく」という新方針に変更しているが、その理由はどこかに記載されているのかという御意見をいただきました。

こちらについて、一般勤労者への支援措置は、勤労者が綾瀬市に自己の居住を目的として住宅を新築、購入又は増改築する場合に金融機関から借り入れた資金の支払利子に対して補給金を交付する「綾瀬市勤労者住宅資金利子補給制度」という支援措置がありましたが、近年のゼロ金利政策などにより貸付利率が低下したことで、事業効果が低下したため、令和2年度に本制度の新規受付を終了していることから、該当の内容を削除いたしました。

一方で近年、全国的に増加傾向にある空き家については本市においても対策が必要であるため、平成30年に策定した綾瀬市空家等対策計画に基づき対策を図っていく方針を新たに記載しています。

次に4つ目の意見で、これは、全体への共通意見ですが、「公文書であるため、基本は、和暦だと思いますが、元号が変わると読み替えが必要になります。よって、その場合は、和暦のあとカッコで西暦を併記してはどうかと思います。」という御意見をいただきました。

こちらについて、整開保等の都市計画における年の表記については、県全体で和暦の表記で統一されているため、今回の線引き見直しでは修正できませんが、御意見のとおり、計画（案）の中で平成と令和の表記が混在し、分かりづらい部分がありますので、こちらの御意見については県のほうとも共有し、今後の検討とさせていただきたいと思えます。

次に5つ目の意見で、「できる限り緑地保全がされる方針が織り込まれると良いと思います。」という御意見をいただきました。

こちらについて、緑地等については、市民が楽しめるレクリエーションの機能、地球温暖化の防止や生物の生息・生育環境などの環境保全の機能だけでなく、地震や火災等の災害発生時の避難場所や、雨水の浸透機能などによる集中豪雨の被害軽減、火災の延焼防止の役割等を有しているため、市としましても計画的に保全が必要であると考えており、今回の綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の新旧対照表24ページ以降の自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針に

においてその方針を記載しております。今後は、この方針や綾瀬市緑の基本計画に基づき、緑地等の保全を図ってまいります。

次に6つ目から8つ目で、こちらは意見ではなく感想になりますので、市からの回答はありませんが、報告させていただきます。

「神奈川県で作成した新案を基に、市における関連項目を基に修正・追加したことは理解しました。個々の文言がこれで適正かどうかは、正直なところ、判断がつきかねますが、全体の文脈として理解できました。」

「深谷中一丁目地区の追加について理解しました。」

「感想です。資料を興味深く拝読させていただきました。新旧対照がわかりやすかったです。街づくりはもちろんのこと経済の発展、そして防災に強く、自然、環境に配慮された計画であると感じました。景観や自然のところで「ばら」や「やまもみじ」の活躍を期待したいです。」という感想をいただきました。

以上が委員の皆様にご意見を伺った結果になります。この度はお忙しいところ御協力いただき、誠にありがとうございました。

続きまして、第8回線引き見直しに伴う市決定の都市計画変更について御説明いたします。

第8回線引き見直しに伴う市決定の都市計画変更は用途地域の変更と準防火地域の変更になります。

まず、用途地域の変更について御説明いたします。

今回の第8回線引き見直しに伴う用途地域の変更については、前回の審議会で報告させていただいた区域区分の変更に伴うもので、変更箇所及び変更内容等については区域区分の変更と同様の内容であり、全部で3箇所の変更を行います。

まず、変更の1箇所目は落合南一・二丁目地区で、こちらは藤沢市との市境の部分で、行政界の確定に伴い界線の是正を行う事務的変更になります。この部分は用途地域が第一種住居地域と第一種中高層住居専用地域にまたがっており、それぞれ約0.01ヘクタールの減になります。なお、こちらについても先ほど御説明した区域区分の変更の面積と同様に用途地域の面積はヘクタール単位での管理になりますので、全体面積に変更はありません。

次に変更箇所の2箇所目は、大上八丁目地区で、こちらはもともと道路用地があり、その地番を界線の根拠としていましたが、この道路用地が払下げられ、民地になっ

たため、界線としての根拠の担保性を確保するため、位置は変えずに界線根拠を現地杭界に変更します。なお、位置は変わりませんので用途地域及び面積の増減は発生しません。

最後に3つ目の変更箇所は、深谷南五丁目地区で、こちらは界線根拠を地番界としていますが、公図に誤りがあり、修正が必要であるため、公図の修正を行う変更になります。なお、こちらも位置は変わりませんので、用途地域及び面積の増減は発生しません。

以上が用途地域の変更内容になります。

続きまして、準防火地域の変更について御説明いたします。

今回の第8回線引き見直しに伴う準防火地域の変更については、先ほどの用途地域の変更と同様に区域区分の変更に伴うものであり、変更内容等は同様のものになりますが、大上八丁目地区については、もともと準防火地域ではありませんので、それ以外の2箇所が変更箇所になります。

まず変更の1箇所目は、落合南一・二丁目地区になります。こちらについては先ほどの用途地域の変更と同様に行政界の確定に伴う界線の是正による事務的変更で、準防火地域が約0.02ヘクタール減となります。なお、準防火地域の面積もヘクタール単位での管理になりますので、全体面積に変更はありません。

次に変更箇所の2箇所目は、深谷南五丁目地区になります。こちらについても先ほどの用途地域の変更と同様に公図の修正を行う変更であり、位置が変わりませんので、面積の増減は発生しません。

以上が準防火地域の変更内容になります。

最後に今後のスケジュールについて御説明いたします。

今後は、本日報告させていただきました、都市計画の内容について、市民の皆様への説明の機会として、来年度の初めに都市計画説明会の開催を予定しております。その後、県への市案の申出前に説明会の結果も含めて報告させていただくため、次回の都市計画審議会を5月頃に開催させていただきたいと考えております。

県への案の申出以降については、公聴会や縦覧といった法定手続きを経て最終的な都市計画変更は令和7年度末頃を予定しており、都市計画手続きの進捗等については適宜、審議会に報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

【副会長】

ありがとうございました。それでは、御質問等ある方は、御発言をお願いします。
なお、発言の際は、挙手をいただきますようよろしくお願いいたします。
それでは、御質問等がありますでしょうか。

【太田委員】

3点質問がございます。

まず1点目ですが、スライドの11ページ（綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）の新旧対照表16ページ）に研究施設という言葉が出てきましたが、この研究施設というのは具体的にどのような施設を指しているのか教えてください。

次に2点目ですが、スライドの16ページ（綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）の新旧対照表16ページ）で人口が10万人未満の場合は5百人単位で表記するため、令和17年の推計人口は82.5千人となっているのはわかりました。そうすると令和2年の84千人も5百人単位で記載しないといけないのではないのでしょうか。

最後に3点目ですが、スライドの28ページで、準防火地域という言葉がありましたが、防火地域と準防火地域の定義と、それぞれの区分けはどうなっているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

まず1点目について、研究施設用地が具体的にどういったものかという御質問ですが、綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）の新旧対照表16ページに「研究施設用地については、県の企業誘致施策に基づき、過去の立地動向から、将来必要となる研究施設用地の敷地面積を推計した。」と書かれておりまして、前回11月の都市計画審議会報告時の、おおむね70.4ヘクタールからおおむね72.3ヘクタールに変更となり、約1.9ヘクタール増えております。こちらの県の企業誘致施策というのが、神奈川県でやっておりますセレクト神奈川NEXTという、県内へ企業立地の支援を行っている施策がございまして、そちらを基に推計されてる内容になります。具体的には東ソー株式会社の研究センターが早川にございまして、

こちらの実績を基にした推計値が約1.9ヘクタールとなっております。神奈川県ホームページにもこの企業誘致施策の実績は載っており、具体的に何の研究施設かというのは、その企業によって異なりますが、基本的にはこの誘致施策を使って、県内に新しい企業が入ってきた時の実績で計算しております。綾瀬市の場合ですと早川の工業団地内に新たにできた東ソー株式会社の先端医療関連産業となっております。

続いて2点目ですが、令和17年の推計人口につきましては、県統一で推計人口が10万人を超える場合については千人単位で、10万人未満の場合については5百人単位で表記しているという説明をさせていただきましたが、実績については10万人未満の場合でも、千人単位で表記することになっておりますので、約84千人としております。

【太田委員】

“約”と“おおむね”はどう違うのでしょうか。

【事務局】

実績があるものについては“約”という表記になっており、令和2年の部分は実績の数字を四捨五入して、“約”で表記しています。令和17年の推計人口は、あくまでも推計になりますので“おおむね”という表記としています。

【太田委員】

県が指定した表記ということですか。

【事務局】

そのとおりでございます。

【太田委員】

わかりました。

【事務局】

最後に3点目ですが、準防火地域は市で決定している都市計画になりまして、綾瀬

市の場合ですと、防火地域の指定をしている場所は無く、準防火地域のみの指定となっております。こちらの指定については、綾瀬市の用途地域等指定基準というのを定めておきまして、用途地域ごとに建蔽率や容積率などを決めているものですが、その中で一定の基準を定めて、準防火地域を指定しています。

【太田委員】

準防火地域であれば、例えば燃えにくい建材を使用するとか、そのような制限もあるのでしょうか。

【事務局】

準防火地域に指定されている場所であれば、建物を建てる際にそういった制限がかかる場合もございます。

【副会長】

防火地域や準防火地域は、建物の規模により耐火性能が求められますが、市内には準防火地域しかないということですね。

他にはございませんでしょうか。

【黒岩委員】

今回の線引き見直しで市街化調整区域から市街化区域に編入する場所はないということでしょうか。

【事務局】

前回の審議会の中で簡単に御説明させていただきましたが、今回の第8回線引き見直しでは、市街化区域に編入したり、市街化調整区域に編入するような地域については、特にございませぬ。あくまでも今回御説明させていただいた、行政界の確定ですとか、是正が必要な部分のみの修正となっております。

【黒岩委員】

スライドの11ページ（綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(案)の新旧対照表16ページ)の産業の規模で流通業務用地が、令和2年の約53.6ヘクタールが令和17年ではおおむね72.3ヘクタールで、約20ヘクタール増えています。これは市街化区域の中で用地を増やしていくということでしょうか。

【事務局】

推計値につきましては、令和2年の実績から約20ヘクタール弱増加するような推計がされてますので、今後必要に応じて、市街化区域に編入が必要な場所があれば、編入する場合があります。しかし、今回の第8回線引き見直しのタイミングでは市街化区域や市街化調整区域を拡大・縮小するような変更ございません。

【黒岩委員】

先ほどの説明で人口の保留はないということでしたが、産業の方もないということによろしいですか。

【事務局】

産業につきましては第7回線引き見直しと同様に、一般保留区域としている場所がございますが、あくまでも一般保留区域になりますので、特段位置も決まっておりませんし、面積等も決まっておりませんので、今後の社会情勢や、地権者等の実情に合わせて必要であれば、協議を行って編入していく形にはなるかと思えます。

【黒岩委員】

わかりました。県央地域県政総合センターの立場なので、農地が減るようだとどうかなと思い、気になっていました。また、今後道の駅を作っていくと思いますが、基本計画を見ると地元の畜産や農産物をしっかり売って、体験してもらおうということが書いてあったので、聞かせていただきました。

【副会長】

その他御質問ございますでしょうか。

(「特になし」の声あり)

【副会長】

御質問等が無いようですので、次第2の「報告」については、終了いたします。

【副会長】

次に、次第3の「その他」について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】

事務局から2点、連絡事項がございます。

1点目といたしまして、議事録についてでございますが、今回もメールにて送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に2点目といたしまして、次回の都市計画審議会の開催予定日ですが、本日報告させていただきました第8回線引き見直しに係る都市計画の手続きに伴い、5月頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは、以上です。

【副会長】

ありがとうございました、ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

(「特になし」の声あり)

【副会長】

それでは、これもちまして全ての審議が委員の皆様の御協力により、無事に終了することができました。御協力、誠にありがとうございました。

以上で、第53回綾瀬市都市計画審議会を閉会といたします。